

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日は、その翌日とする)

目 次

- ◇ 告 示
 - 生活保護法による指定医療機関の所在地の変更
 - 生活保護法による指定医療機関の指定の辞退
 - 保険医療機関の指定
 - 保険医等の登録
 - 結核予防法による指定医療機関の辞退
 - 被爆者一般疾病医療機関の指定
 - 計量器の定期検査の実施
 - 飼料の試験の結果の概要
 - 開発行為に関する工事の完了(二件)
- ◇ 選管告示
 - 選挙管理委員会の招集

告 示

鳥取県告示第三百八十八号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年五月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | | 変 更 年 月 日 |
|--------|--------------------|----------------------|------------|
| | 変 更 前 | 変 更 後 | |
| 橋本歯科医院 | 岩美郡国府町大字 宮下四六五一 | 岩美郡国府町新通 一丁目三三四八一 | 昭和五十九年四月一日 |
| はた薬局 | 岩美郡国府町大字 宮下四六〇 | 岩美郡国府町新通 二丁目二五三 | 〃 |

鳥取県告示第三百八十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十一条第一項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の指定の辞退があつたので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十六条の規定により告示する。

昭和五十九年五月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 辞 退 年 月 日 |
|--------|---------------|--------------|
| 江頭齒科医院 | 鳥取市田園町四丁目三六一 | 昭和五十九年二月二十一日 |
| 辰見医院 | 東伯郡北条町大字弓原四〇六 | 昭和五十九年三月二十八日 |

鳥取県告示第三百九十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十九年五月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|--------|------------|--------------|
| 野津医院 | 鳥取市卯垣一四〇一二 | 昭和五十九年四月二十三日 |
| 山榊内科医院 | 米子市西福原一九一 | 〃 |
| 松本外科医院 | 米子市河崎一四一四 | 昭和五十九年四月十七日 |

鳥取県告示第三百九十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十九年五月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 氏 名 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
|--------|-----------|-------------|
| 中寺 尚志 | 鳥医第三、〇二五号 | 昭和五十九年四月五日 |
| 石井 まどか | 鳥医第三、〇二六号 | 昭和五十九年四月七日 |
| 藤田 和寿 | 鳥医第三、〇二七号 | 〃 |
| 松田 純子 | 鳥医第五三四号 | 〃 |
| 宝意 幸治 | 鳥医第三、〇二九号 | 昭和五十九年四月十日 |
| 川口 徳久 | 鳥医第三、〇三〇号 | 昭和五十九年四月十一日 |

鳥取県告示第三百九十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に

に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十九年五月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | |
|-------|------------|--------------|
| 医療機関名 | 所 在 地 | 辞 退 年 月 日 |
| 数内医院 | 境港市外江町三五四七 | 昭和五十九年三月三十一日 |

鳥取県告示第三百九十三号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十九年五月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | |
|-------|-------------|--------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
| 森齒科医院 | 鳥取市今町二丁目二二〇 | 昭和五十九年四月二十七日 |

鳥取県告示第三百九十四号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、米子市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十条の規定により告示する。

昭和五十九年五月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 実 施 場 所

昭和五十九年六月十三日から 昭 和 六 十 年 三 月 三 十 一 日 まで 当該計量器の所在の場所

二 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実 施 期 日 実 施 時 間 実 施 区 域 実 施 場 所

昭和五十九年 六月十三日 午前十時から 午後二時まで 米子市 米子市彦名公民館

昭和五十九年 六月十四日 " " " 米子市崎津公民館

昭和五十九年 六月十五日 午前十時から 午後三時まで " 米子市大篠津公民館

昭和五十九年 六月十九日 午前十時から 午後二時まで " 米子市和田公民館

昭和五十九年 六月二十日 午前十時から 午後三時まで " 米子市富益公民館

昭和五十九年 六月二十一日 午前十時から 午後二時まで " 米子市夜見公民館

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|--|-----------------------------|------|------|-----|-----|-----|------|------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 神戸市 近畿くみあい飼 料株式会社本社 工場 | 米子市昭和町10 鳥取県経済農業 協同組合連合会 米子支所 | ①くみあい標準配合飼料 キソングビーフトツラ前期 | 59.4 | 13.7 | 3.1 | 5.9 | 6.1 | 1.01 | 0.55 | | | | | | | | | | | |
| | | ②くみあい標準配合飼料 キソングビーフトツラ後期 | 59.3 | 12.7 | 4.0 | 4.2 | 4.8 | 0.71 | 0.48 | | | | | | | | | | | |
| | | くみあい標準配合飼料 肉牛用やまと胃放 | 59.3 | 15.4 | 3.4 | 5.0 | 6.7 | 0.96 | 0.67 | | | | | | | | | | | |
| | | ③くみあい配合飼料 モーレツト | 59.3 | 22.4 | 4.5 | 3.4 | 6.0 | 1.08 | 0.68 | | | | | | | | | | | |
| | | くみあい標準配合飼料 スニパービグAマツシユ | 59.3 | 18.7 | 4.8 | 2.1 | 5.5 | 1.06 | 0.70 | | | | | | | | | | | |
| | | くみあい標準配合飼料 スニパービグBペレツト | 59.3 | 16.5 | 4.2 | 2.5 | 4.4 | 0.76 | 0.56 | | | | | | | | | | | |
| | | くみあい配合飼料 黄金ペレツト | 59.3 | 16.7 | 4.1 | 2.3 | 4.3 | 0.70 | 0.54 | | | | | | | | | | | |

注 1. 飼料の名称の欄中「①」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。
 2. 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があつた場合は、備考の欄に該成分の過不足量（絶対量）を示す。

鳥取県告示第三百九十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年五月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
 昭和五十八年十二月二十四日 鳥取県指令受都計第三百四十号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
 境港市外江町字経塚及び字外荒山

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市明治町八四
 大山産業株式会社
 取締役社長 松本 豊

鳥取県告示第三百九十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年五月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年三月七日 鳥取県指令受米土維第千三十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市上福原字北浜沖開

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市二本木九四九

山陰住研株式会社

代表取締役 杉山明尚

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十九号

昭和五十九年第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十九年五月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

一 日時 昭和五十九年五月十五日(火) 午前十時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 明るい選挙推進協議会中国ブロック研修会について

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥 取 県

【定価一部一箇月千七百円(送料を含む)】